

朝日町光ファイバケーブル貸付要綱

1. 趣旨

この要綱は、朝日町が保有する光ファイバケーブルの未利用芯線（以下「光ファイバケーブル」という。）を民間に開放することにより、町内における携帯電話等の移動通信サービス格差是正及び情報化の進展に対応した住民サービスの向上を目的として、光ファイバケーブルの貸付けに関する基本的事項を定めるものとする。

2. 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 携帯電話事業者

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定に基づき電気通信事業者の登録を受けた者で、携帯電話等の移動通信サービスを提供できる通信事業者をいう。

(2) I R U 契約

契約によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权を保証する契約をいう。

3. 貸付対象者

光ファイバケーブルの貸付けを受けられる者は、携帯電話事業者とする。

4. 貸付対象物品

貸付けする光ファイバケーブル区間は次のとおりとし、各区間の貸付できる芯線数を別に定める。

- (1) 朝日通信設備付近の光クロージャ ～ 大沼区内の光クロージャ
- (2) 朝日通信設備付近の光クロージャ ～ 和合大隅区内の光クロージャ
- (3) 朝日通信設備付近の光クロージャ ～ 水本区内の光クロージャ
- (4) 朝日通信設備付近の光クロージャ ～ 今平区内の光クロージャ
- (5) 朝日通信設備付近の光クロージャ ～ 白倉区内の光クロージャ

5. 公募方法

町長は、貸付対象者の公募を町のホームページへの掲載によって行うものとする。

6. 貸付期間等

光ファイバケーブルの貸付期間は10年とする。なお、貸付けの決定を受けている者が貸付期間満了後に貸付期間の延長を希望する場合は、貸付期間の満了する日の6ヶ月前までに、書面により町長に申し入れを行うことができる。この場合の延長期間については、10年という貸付期間の規定は適用しない。

7. 貸付料

町長は、光ファイバケーブルを貸付けた場合は、営業費、運用費、施設保全費、共通管理費、租

税公課、減価償却費等を基礎に算定した貸付料を、各年度当初に1 年分を徴収するものとする。

8．申請手続き

光ファイバケーブルの貸付けを受けようとする携帯電話事業者は、光ファイバケーブル借受申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に下記書類を添え町長に提出するものとする。

- （1）構築システム説明書類
- （2）その他参考となる書類
- （3）町長が特に必要と認める書類

9．審査等

町長は、申請書及び関係書類に基づき審査を行ない、貸付の可否を決定し申請者に通知するものとする。

10．貸付方法

光ファイバケーブルの貸付が決定した場合、町と借受者との貸付方法はI R U契約によることとし、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）借受人の住所及び氏名
- （2）貸付物品の明細
- （3）設備とその接続に関する事項
- （4）貸付期間
- （5）貸付料の額
- （6）貸付料の納入方法及び納入時期
- （7）貸付の条件
- （8）契約の解除に関する事項
- （9）その他必要と認める事項

11．情報開示

光ファイバケーブルの利用内容の情報については、町のホームページで開示する。また、借受者は前項の情報開示について承認しなければならない。

12．その他

この要綱に定めのない事項については、朝日町財務規則（昭和57年3月31日規則第4号）に基づくほか、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年 1月7日から施行する。